



国内希少野生動植物種をはじめとした希少野生動植物種等の多様な主体の参加による保全を推進します。

1. 事業目的

- ① 地域関係者と連携した保全のための体制構築に向けた検討及び地元調整
- ② 違法採取、捕獲等の監視
- ③ 個体の存続が安定してきた種について保全効果の評価とともに指定解除後の影響評価の実施
- ④ 注目種の生息状況の把握や保全対策の検討

2. 事業内容

令和元年度までに合計356種を指定した国内希少野生動植物種について、平成29年の種の保存法改正時の衆参両議院の附帯決議において2030年までに700種の指定が求められており、目標を次期国家戦略で位置付ける予定である。これら国内希少野生動植物種をはじめとした希少野生動植物種等について、国による保全対策を進める責務があり、保全の現場における人員確保や予算拡充が求められている。

このことを踏まえて以下の事業を実施。

- ①地域関係者との連携体制構築に向けた検討
- ②違法捕獲・採取等の監視
- ③種指定解除後の影響評価
- ④カワウソ、ジュゴン等注目種の生息状況把握及び保全対策の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
民間事業者・団体、非営利団体、大学、研究機関等
- 実施期間 平成27年度から

4. 事業イメージ

- ①地域関係者との連携体制構築に向けた検討



- ②違法捕獲・採取等の監視



- ③種指定解除後の影響評価



- ④注目種の生息状況把握及び保全対策の検討

